鷹峯ファイターズ〔少年野球〕規約

本クラブは、鷹峯ファイターズと称して(設立1976年6月1日)、京都市スポーツ少年 第一条(名称) 団に加入する。

第二条(事務所) 本クラブの事務所は、山本政利宅(京都市北区鷹峯黒門町 11-5、電話 493-8233) とする。

第三条(目的) 本クラブは、野球を通じて児童の健全な心身を育成すると共に、併せて野球技術の向上を 図る。部員は常に規律を重んじ、練習及び試合中は指示に従う。

第四条(行事) 本クラブは、前条の目的を達成するため次の行事を行う。

- (1) 定期練習(または対外試合) (2) 強化トレーニング

- (3) 各大会への出場
- (4)技術向上を図るための研修会

(5) その他

本クラブの部員は、小学生の児童に限る。 第五条(資格)

第六条(連盟加盟) 本クラブは、京都市少年野球軟式野球連盟京都上・北支部に加盟する。

第七条(傷害保険) 本クラブの部員は、入部と同時にスポーツ安全協会傷害保険に加入する。

第八条(除名) 部員が本規約に反した時、または第四条に対しての無届け不参加、もしくは怠慢行為の あった時は、除名する場合がある。

第九条(運営) 本クラブの運営は、会費及び後援会の助成をもってまかなう。

本クラブの会費は、月額3,000円とする。ただし、別途交通費等の実費を徴収すること 第十条(会費) がある。また、本会費については、いかなる理由があっても一切返金しない。

- 第十一条(免責) 1. 部員が練習中、試合中またはクラブの行事に参加及びその往復の途中において不測の 事故にあっても本クラブとそれにかかわりのあった関係者の責任は負わない。
 - 2. 内臓疾患・呼吸疾患・虚弱体質その他の健康面が正常でなく、本クラブ活動にあっ ての事故を予測されるものは保護者がこれを予知し直ちに退部もしくは休部させるこ と。これを怠って生じた事故は、直接間接を問わず、本クラブは責任を負わない。
- 第十二条(入・退部) 部員が入部、あるいは退部するときは、本クラブ代表へ届出を提出しなければならな 11
- 部員が病気その他のため休部する場合は、本クラブ代表に届出を提出しなければならな 第十三条(休部) い。休部期間については、3カ月とする。ただし、休部期間が長期になる場合は、主治 医の診断結果をその都度代表者に報告しなければならない。休部期間中であっても、第 十条の規定に基づき、会費は納入する。
- 第十四条(総会) 1. 総会は毎年11月に開催する。総会は、部員の保護者の4分の3(委任状含む)以上 の出席を持って成立し、出席者の2分の1以上の賛成をもって議題を承認する。
 - 2. 臨時に総会を開催する必要が生じたときは、本クラブ代表の承認を得て開催する。 その運営は第1項に準じる。
 - 3. 部員の保護者は、総会や緊急な会合があるときは、必ず出席しなければならない。 ただし、病気そのほかのやむを得ない理由により出席できない場合は、その旨をマネ ージャーに連絡し、その会の決定事項について従う。

第十五条(役員) 技術の如何を問わず、本クラブの目的に賛同し、純粋な子どもへの熱意と奉仕の精神をもち、かつ総会の承認を得た人をもって役員を構成する。

役員は下記のとおりとする。また、役員の任期は1年とする。

顧 問 若干名代 表 1名総監督 1名監 督 若干名マネージャー 1名会 計 1名

第十六条(指導者) 本クラブの指導者は、監督若干名・コーチ数名にて構成する。

監督は、本クラブの総会において選出、承認される。また、コーチは監督の推薦を得て 総会または役員によって承認される。

第十七条(後援会) 後援会は、部員の保護者及び本クラブの目的に賛同する人々の任意加入により構成される。

附 則 本規約は、平成25年11月30日から実施する。

一年度は、12月1日より翌年11月30日とする。

以上